

【年末調整(源泉税)】 納期限:1月20日(火)まで 必ず期限内に手続きしてください!

専従者・従業員等に給与を支払っている事業主は年末調整を行い、**納税額が0円でも納付書の提出が必要です。**
区役所などへ**給与支払報告書を2月2日(月)までに提出してください。**1月20日(火)までは申告会で提出が出来ます。

年末調整指導会日程(土・日・祝日を除く)	予約開始日
12月15日(月)～12月25日(木)	10月15日(水)
1月 5日(月)～ 1月20日(火)	12月 1日(月)

※1月21日(水)以降は確定申告期間となりますので年末調整の指導は出来ません。

お持ちいただくもの(個人番号など分かるところは記入してきてください。)		☒
①	会員証と会員証の入ったクリアファイル	☐
②	源泉徴収簿（支払日・支給額・算出税額等記入してきてください。）	☐
③	税務署から送付された納付書 と 前期分(1月～6月)の納付書控	☐
④	横浜市特別徴収センターまたは市区町村より送付された給与支払報告書（横浜市はピンクの紙）	☐
⑤	扶養控除申告書（扶養家族の給与や年金の収入等が分かるものをお持ちください。）	☐
⑥	生命保険料、地震保険料、小規模共済、国民年金などの控除証明書	☐
⑦	国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等支払金額の確認できるもの	☐

記入例	事業主	和田町太郎 専従者 和田町花子(S55. 5. 5)扶養親族0人				
	給与	1月～12月	毎月20日	10万円	源泉税	月額720円
	賞与	6月20日、	12月20日	各10万円	源泉税	各4, 084円

控除 生命保険(一般・旧契約)	年額10万円、控除額5万円
生命保険(介護/医療)	年額3万円、控除額2.5万円
生命保険(個人年金・新契約)	年額10万円、控除額4万円

[illegible][illegible]

令和7年12月1日～

給与所得控除・基礎控除・扶養親族等の所得要件など改正があります。
※詳細は3ページ又は別紙をご覧ください。

1月～6月で源泉を納めているの方で、年末調整時に前期で納めた源泉額より最終的な源泉額が少なくなる方は、残存過納額明細書にて返金手続きが必要です。返金先の口座が分かる状態でご来所ください。

パート・アルバイト・青色専従者などへ給与を支払っている全ての事業主は年末調整手続きが必要です!!